

## 鳥獣被害対策強化事業事務取扱要領

鳥獣被害対策強化事業の事務取扱いについては、鳥獣被害対策強化事業補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）及び鳥獣被害対策強化事業実施要領（以下「要領」）に定めるもののほか、この要領に定めるところにより適正かつ厳正に実施運営するものとする。

### 第1 事業実施までの手続き

#### 1 実施計画書の作成

- (1) 要綱に掲げる事業を実施しようとし、補助金の交付を受けようとする者は、あらかじめ当該組織・団体の意思決定機関の議決等所要の手続きを行って事業の施行方法等を決定したうえで、別に定める要領に基づき事業実施計画書（第2の2の（1）の規定により理由書の提出を必要とする場合はその理由書も含む。以下同じ）を作成し、農林事務所長（以下「所長」という。）へ提出し、その承認を受けるものとする。
- (2) 所長は、審査の結果適当と認められるときは、事業実施主体の長に対し承認を行うものとする（第1号様式）。

#### 2 収支予算の計上

補助金の交付を受けようとする者は、収支予算案を当該組織・団体の総会等に提出し、議決を得るものとする。

なお、補助対象外経費を一括計上する必要があるときは、明細等において補助対象経費を明確に区分しておくものとする。

#### 3 補助金の割当内示

- (1) 農林水産部長（以下「部長」という。）は、予算の範囲内で所長に対し、補助金の内示を行うものとする（第2号様式の1）。
- (2) 所長は、配分された補助金枠の範囲内で、事業実施主体の長に対し、補助金額を割当内示するものとする（第2号様式の2）。

#### 4 交付申請書の提出

事業実施主体の長は、第1の3の規定による補助金額の割当内示があったときは、別に指示された日までに要綱第4条による交付申請書を所長に提出するものとする。

#### 5 補助金の交付の決定

所長は、補助対象事業にかかる補助金の交付を決定したときは、事業実施主体の長に対して交付決定通知書（第3号様式の書例を参照すること。）を交付するものとする。

## 第2 事業の実施

### 1 事業の着手

(1) 事業の着手は、原則として補助金交付指令（以下「指令」という。）に基づき行うものとする。ただし、補助金交付の内示後であって、やむを得ない事情により指令前に着手する必要がある場合には、事業実施主体の長は、次の3つの条件を承諾のうえ、あらかじめ指令前着手届（第4号様式）を所長に提出するものとする。

ア 諸般の事情から補助金が交付されないことになっても異議を申し出ないこと。

イ 補助金交付決定前に事業計画を変更しないこと。

ウ 補助金交付決定前に災害を受けた場合は全額自己負担で復旧すること。

(2) (1)のただし書きにより指令前に着手する場合には、事業実施主体の長は、指令までの損失等は、自らで負担することを了知の上で行うものとする。

### 2 事業計画の変更

(1) 事業実施主体の長は、指令の授受後において、その後の事情の変更等により要綱別表1で定める軽微な変更以外の重要な変更の必要性が生じた場合には、第1の1の(1)・(2)に準じて手続きを行うものとするが、要綱別表1で定める軽微な変更を行う場合には要領第6の2に準じて手続きを行うものとする。

(2) 事業実施主体の長は、諸般の事由により、補助事業が予定の期間内に終了せず、又は補助事業の遂行が困難となった場合には、すみやかに所長に報告しその指示を受けるものとする。

### 3 会計経理

会計経理は次に掲げる事項に留意して適正に処理するものとする。

(1) 補助対象事業費は他の経理と区別して行うものとする。

(2) 分（負）担金の徴収にあたっては、分（負）担金徴収の根拠を明確にし請求書を発行するなどして、個人別に分（負）担金を明確にして徴収し、その都度領収書を発行しておくこと。

(3) 事業費の支払いは契約人からの支払い請求に基づき出来高を確認のうえ行うものとし、その都度領収書を受領すること。

(4) 金銭の出納は金銭出納簿を設けて行い、現金取扱いを避け金融機関の貯金口座で処理すること。

(5) 領収書等金銭の出納等に関する資料は項目別、日付順に整理し、処理顛末を明確にしておくこと。

## 第3 関係書類の整備

事業実施主体の長は、補助事業の実施に係る次に掲げる関係書類等を整備、保管しておくものとする。

## 1 予算関係書類

- (1) 事業実施に関する会議（議会）等の議事録
- (2) 予算書及び決算書
- (3) 分（負）担金、賦課明細書
- (4) その他

## 2 経理関係書類

- (1) 金銭出納簿
- (2) 分（負）担金徴収台帳
- (3) 証拠書類（見積、請求、領収書及び借用書等）
- (4) その他

## 3 往復文書

補助事業に係る計画協議から実績に至るまでの書類

## 附 則

- 1 この要領は、平成28年3月31日から施行し、平成28年度分の補助金から適用する。
- 2 この改正は、平成29年3月28日から施行し、平成29年度分の補助金から適用する。
- 3 この改正は、平成31年4月1日から施行し、平成31年度分の補助金から適用する。
- 4 この改正は、令和2年4月1日から施行し、令和2年度分の補助金から適用する。
- 5 この改正は、令和3年4月1日から施行し、令和3年度分の補助金から適用する。